

<参考> 事業所形態別の社会保険の適正な加入について


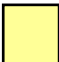
国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における、事業所形態別の適切な社会保険の加入は以下のとおりです。（建設業法の許可を受けている業者が対象となります。）

事業所の形態	常用労働者の数	雇用保険	健康保険 (いずれか加入)	年金保険	適切な保険の範囲
法人	1人～	雇用保険 ※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1	厚生年金	3保険
個人事業主	5人～	雇用保険 ※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1	厚生年金	3保険
	1人～ 4人	雇用保険 ※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合 （建設国保等）	国民年金	雇用保険 （健康保険と年金保険は個人で加入）
一人親方	—	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合 （建設国保等）	国民年金	— （健康保険と年金保険は個人で加入） ※3

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※3 一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る。

-  事業主が労働者を加入させる義務があるもの  
（施工体制台帳で「加入」となっていない限り）
-  個人で加入するもの